

「いまばり市民農園」利用案内

「いまばり市民農園」は、単に農園をお貸しするというものでなく、農園の利用（有機農業体験）を通じて安全な食べ物や地域の農業にご理解を深めていただくための施設です。

したがって、この農園の利用に際しては、農薬や化学肥料を使用することができません。

そのほか、農園の利用に際しての決まりごとや注意事項を記載していますので、よくご確認の上、利用いただきますようお願いいたします。

1. 利用資格

市民農園を利用できる人は、今治市にお住まいの方で、原則として1世帯につき1区画に限ります。

2. 利用期間

当該年度4月1日から3月31日までとなります。ただし、利用者より満了の3カ月前までに 特段の申し出がない場合は、翌年度2月末日まで延期 されます（最長1年11ヶ月）。

3. 利用時間

日の出から日没まで

（早朝及び夜間は、ご近所の迷惑にならないよう大声で話したりしないよう、ご注意ください。）

4. 利用内容

- ・ 農薬や化学肥料を用いない栽培方法でご利用いただきます。
- ・ 返還に支障がないよう、利用期間内に収穫が終わるものを栽培していただきます。
（果樹などの永年性作物の栽培はむずかしいと思われます。）

5. 利用料

年間 5,200 円／1 区画 （ただし、延長期間については 4,800 円／1 区画）

※貸付期間の途中から利用の場合は、月割りによる。

※消費税等の変更により金額が変わる場合があります。

利用料は、4月（貸付期間の途中から利用の場合は承認の月）の末日 までに納入してください。

6. 施設

1) 農園

38区画（1区画：約45㎡）

2) 休憩施設（東屋）

利用者相互の交流や、休憩などにご利用ください。

3) 共同農具

利用者が共同で利用できる一輪車、ホース、クワなどの農具を用意していますので、互いに譲り合い、大切に利用してください。また、使用後は洗って返却し、整理整頓を行ってください。（収納庫には共同農具以外は入れないでください。）

4) 駐車場（共同作業場）

乗用車約10台分の駐車スペースがありますが、共同作業の場としての利用も可能です。

（路上駐車等でご近所に迷惑をかけないように配慮願います。）

5) 散水栓（2ヶ所）

手洗いや作物への散水に利用できますが、飲料用として利用しないでください。

7. 相互協力

農園の管理及び利用に際しては、利用者が互いに協力、尊重し合い、トラブル等が発生しないよう適正な運営に努めてください。

なお、万一トラブルが発生した場合は、利用者相互においてその解決に努めてください。

8. 次の行為はお断りいたします。

- (1) 建物及び工作物を設置すること。
- (2) 営利を目的として作物を栽培すること。
- (3) 利用区画を第三者に転貸すること。
- (4) 野菜や花等の栽培以外の用途に利用すること。
- (5) 近隣の土地への立ち入り、不法駐車等、近隣住民や他の利用者に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (6) その他、市民農園の運営目的に反する行為をすること。

9. 次の場合は利用を取り消します。

- (1) 利用者が、利用の中止を申し出たとき。
- (2) 利用料を指定期日までに納入しないとき。
- (3) 禁止行為等の違反行為をしたとき。
- (4) 利用区画を正当な理由なく耕作しないとき。
- (5) その他利用者として適当でないときと市長が認めたとき。

10. 返 還

利用者は、貸付期間満了時および利用の取消しを受けたときは、すみやかに利用区画を利用前の状態に戻して、返還してください。

利用が取り消された場合であっても、利用料の返還はいたしません。

11. 損害賠償

- (1) 天災、病害虫、盗難その他の原因によって発生した農作物、資材等の損害又は事故に対して、市はその責任を負いません。
- (2) 利用者が自らの責任により、農園の施設等を破損又は滅失したときは、その損害賠償を求めることがありますので、ご注意ください。

12. その他の注意事項

利用者は、農園の円滑な運営のため、次の事項を守ってください。

- (1) 栽培に必要な種苗・肥料等は、利用者が各自負担してください。
- (2) 利用区画を仕切るための資材等を持ち込まないようにしてください。
- (3) 農園内に持ち込んだゴミ等は、必ず各自でお持ち帰りください。
- (4) 利用区画及び周辺（園内道・水路等）の雑草などを除去し、園内の美化にご協力ください。